

シェイクスピア歴史劇と 1590 年代の重税

中野 春夫

論文要旨

歴史的にみて叛乱や政変、革命と呼ばれる現象はしばしば課税を引き金として起きており、農民叛乱（ワット・タイラーの乱）や清教徒革命を経験したイングランド社会も例外ではなかった。本論の対象はシェイクスピア歴史劇における課税表象である。シェイクスピア歴史劇の課税に注目してみれば歴史劇の顕著な特性を新たに指摘できる可能性があり、とりわけテキストに埋め込まれた同時代の観客・読者の声なき声を聞くことができるのかもしれない。なによりも歴史劇の課税表象を分析すれば、従来のエリザベス朝演劇研究では視角にすら入ってこなかった同時代の王国統治制度における最大の課題が見えてくる。国王大権と議会立法権の間には、課税をめぐるここからはお互い絶対に妥協できない一線が存在したからである。

キーワード【シェイクスピア歴史劇、リチャード二世表象、1590年代イングランド、課税論争、非議会税】

歴史的にみて叛乱や政変、革命と呼ばれる現象はしばしば課税を引き金として起きており、農民叛乱（ワット・タイラーの乱）や清教徒革命を経験したイングランド社会も例外ではなかった。シェイクスピア歴史劇の課税に注目してみれば歴史劇の顕著な特性を新たに指摘できる可能性があり、とりわけテキストに埋め込まれた同時代の観客・読者の声なき声を聞くことができるのかもしれない。なによりも歴史劇の課税表象を分析すれば、従来のエリザベス朝演劇研究では視角にすら入ってこなかった同時代の王国統治制度における最大の課題が見えてくる。国王大権と議会立法権の間には、課税をめぐるここからはお互い絶対に妥協できない一線が存在したのである。

1. 今日とは著しく異なる課税制度

シェイクスピア歴史劇には「十分の一税 (tenth)」と「十五分の一税 (fifteenth)」という紛らわしい用語が出てくる。一見すると両者は税率の異なる別個の課税のように思われるが、『ヘンリー六世』およびシェイクスピア時代の現実世界での使われ方から判断すると、明らかに同一の税に関する異なる名称である。

『ヘンリー六世・第一部』は百年戦争の終幕と薔薇戦争の序幕を同時に劇化した作品であ

る。この歴史劇作品は喜劇のように結婚の成立で終わるけれども、この結婚こそが年代記編纂者たちによって薔薇戦争の究極的な原因として糾弾される出来事であった。フランス軍に敗北を重ねるイングランド軍は不利な条件で休戦を模索し、その中で浮かび上がってきたのがヘンリー六世とアンジュー公女マーガレットとの持参金なしの結婚である。その場面で言及されるのが「十分の一税」であり、ヘンリー六世は臣下たちに向かって代理交渉人サフォークの渡航費用を含め、結婚にかかる費用の一切合財を税金で賄うように命令する——「かかった費用の分は／民衆から十分の一税一本を徴収せよ (For your expenses and sufficient charges / Among the people gather up a tenth)」(5.5.92-93)。シェイクスピア時代の観客にすれば「かさんだ婚礼費用は民衆どもに廻せ」としか聞こえない台詞であり、この婚礼費用の転嫁が『第二部』のオープニングでも繰り返されることになる。ただ不思議なことに『第一部』の「十分の一税一本」は『第二部』になると「十五分の一税一本」に変えられていた。

グロスター　みごとな冗談、前代未聞の話しだ、
サフォークがこの女の送迎費用として
十五分の一税一本を要求するとはな。
こいつはフランスに残って飢え死にしていればいいのだ、
それから—
A proper jest, and never heard before,
That Suffolk should demand a whole fifteenth
For costs and charges in transporting her;
She should have stayed in France and starved in France,
Before —

(*The Second Part of Henry the Sixth* 1. 1. 129-33)

テューダー朝の税制度の下で、十分の一税 (tenth) と十五分の一税 (fifteenth) という表現に対応するものは「十分の一税・十五分の一税 (tenths & fifteenths)」と呼ばれた地域割り当て方式 (quota tax) の直接税である (Braddick (1996) 91-92)。その点「十分の一」あるいは「十五分の一」という数値の違いは都市部・王領地と州に課された税率の違いにすぎない。シェイクスピア時代の観客にとっては「十分の一」であろうが「十五分の一」であろうが今日の地方住民税のような地域割り当て税を指すことに変わりがなく、「十分の一」であれば都市部の住人にとって負担がより身近な数字になる。

十分の一税・十五分の一税とは制度上議会の同意が必要となる直接税であり、原則的に特殊な状況が発生したと了解される場合に徴収された (Elton 43; Schofield 3)。上記の引用で

も王室が議会に対しその用途を明示して直接税を「要求する (demand)」するという手続きが示されており、そのシステムは当時の観客にもよく分かっていたことになる。さらに、「みごとな冗談、前代未聞だ」というグロスター公の皮肉が観客に理解されたとすれば、観客は婚礼費用の直接税への転嫁が税金の用途として非常識であることも分かっていたはずである。ちなみにこの「前代未聞」の課税要求は年代記作家エドワード・ホールによる以下の記述に基いている。

この結婚は多くの人間にとって様々な理由からイングランド王国にとって不幸であり、不利益だと見なされた。一つ目の理由はこの結婚で国王は一ペニーも得られず、花嫁を迎えに行く費用として、サフォーク侯爵が会期中の議会で十五分の一税一本を要求する一方、彼女の婚資としてノルマンディー公爵領の支えとなるアンジュー公爵領、ルマン、メーヌ州全域が父親のナポリ王レニエに譲渡されることになったからである。

This mariage semed to many, bothe infortunate, and vnprofitable to the realme of England, and that for many causes. First the kyng with her had not one peny and for the fetchyng of her, the Marques of Suffolke, demaunded a whole fifteen, in open parliament: also for her marriage, the Duchie of Aniw, the cite of Mauns and the whole coutie of Mayne, were deliuered and released to Kyng Reyner her father, whiche countreis were the very staves, and backstandes to the Duchy of Normandy.

(Hall 205)

ジャンヌ・ダルクの出現 (1429 年) によって戦況が悪化していた 1444 年の時点で、イングランド国王がノルマンディー公国領を死守する「唯一現実的な選択肢」は軍備立て直しのための一時的休戦であった (Caster 86)。そのさなかサフォーク侯主導で休戦が模索され、上記の記述通り休戦条件としてヘンリー六世とフランス王の姪マーガレットとの結婚が持参金なしで結ばれることになる。さらにこの休戦協定にサフォーク侯が独断で結んだ密約があったことが発覚するのが三年後であり、上記のホールが言及する「メーヌ州全域」の譲渡がその密約にあたる。1450 年にノルマンディー公国領がイングランド王室の領地から永遠に失われる直接的なきっかけはこの密約に怒ったイングランド軍の一部が軍事行動を起こしたことにあり、この暴走がシャルル七世に休戦協定を破棄する格好の口実を与えた (『イギリス史 I』425-27)。

シェイクスピア歴史劇の材源である年代記の記述は往々にして史実とは異なり、ホール年代記における百年戦争終結の記述にはサフォーク侯とマーガレットが悪役に仕立てられる物語が加えられている。ヘンリー六世時代に通過した一連の議会制定法を見る限りサフォーク侯の要求が議会の同意を得られた形跡はない。そもそも制度的にある特定の人間が「十分の

一税」を要求する仕組みにはなっていないにもかかわらず、テューダー朝の歴史編纂家による歴史記述と十六世紀末ロンドンの芝居小屋で上演されたシェイクスピア歴史劇の世界では、サフォーク侯が議会に直接税を要求することになる。さらに芝居小屋の歴史劇では脚色が露骨になり、その税率も年代記の「十五分の一」から、芝居小屋のあったロンドンの税率「十分の一」へと変更されている。

マグナカルタによって議会の課税同意権が明文化されて以来、直接税の要求はヘンリー八世時代までは実情がどうであれ戦争を名目としていた。ところが宗教改革以降対外関係の複雑化に応じて王国歳出が膨張したために、直接税が1530年代から「王国と愛する臣民の統治、維持、防衛 (the supportacion maintenance & defence of his Realme & loving subjects of the same)」(*The Statute of the Realm* 26 Hen.VIII. c.19) を使途として要求され始める(酒井 32-33)。ヘンリー八世時代は国教会設立など王国制度に大きな変化があったが、イングランド臣民の財政負担にも大きな変化があった時期でもあり、シェイクスピアの『ヘンリー八世』はまさしくその変化の始まりが劇化された作品である。

『ヘンリー八世』の第一幕第一場はバッキンガム公とノーフォーク公らが先ごろ英仏王によって催された「黄金布平原 (Field of the Cloth of Gold)」での豪華絢爛な和平条約批准式典の模様を語り合うところから始まるが、この豪華な式典の描写が間接的に意味することは十七世紀初めのイングランド人にとって自明だったであろう。贅沢極まりない祝宴は同時に巨額の金が注ぎ込まれたことを意味し、その負担は誰かが負い、さらにその負担が二次的にどこかへ廻されるのである。式典の想像を絶する贅沢三昧さを語り合った後、すぐさまバッキンガムたちは自分たちが自前で負った莫大な費用について愚痴をこぼしあう——「大勢の者たちが／このたびの式典参加のため先祖伝来の領地を売り払い、／破産の憂き目にあっている (O, many/ Have broke their backs with laying manors on'em/ For this great journey)」(1.1.83-85)。同時代の観客であれば、バッキンガムたちの莫大な出費がさらにどこへ転嫁されるのかが分かっていたはずであり、ロンドンの大衆向け芝居小屋で演じられる劇世界は最終的な負担者たちの悲劇を煽情的に描いていた。

『ヘンリー八世』の第一幕第二場は大法官(枢機卿)トマス・ウルジーが転落する第一歩となった「友愛献金 (Amicable Grant)」の失敗を芝居小屋向けに翻案したものである。消失前のグローブ座で演じられたこの劇世界では、「全財産の六分の一」という恐るべき直接税がウルジーによって要求されていた。

キャサリン

民衆の苦しみは

臣下一人一人から全財産の六分の一にあたる額を
即刻徴収するという布告から生まれております。その名目に
あげられているのが陛下のフランス戦争でございます。

The subjects' grief
 Comes from commissions, which compels from each
 The sixth part of his substance, to be levied
 Without delay, and the pretence for this
 Is named your wars in France...

(*The Life of the King Henry the Eighth* 1. 2. 64-68)

この引用も年代記やお芝居での課税が史実とは往々にして異なることを示す例になる。史実の「友愛献金」は議会税 (parliamentary tax) ではなく、任意の寄付を装った議会を通さない賦課金である。上記の引用におけるキャサリンの表現は動産・不動産を含めてすべての財産の「六分の一」の強制的徴収としか聞こえないけれども (OED 'substance' 12a)、現実の「友愛献金」の税率は動産だけに課される「六分の一」だった (Arnold-Baker 32, 'Amicable Grant')。シェイクスピア劇では上記の課税は第一場で言及される「黄金布平原」での放漫な支出の転嫁としか思えない。ところがアーデン版第三版の巻末に収録された図表が示す通り (McMullan 'Appendix 1' 442-43)、現実世界では英仏平和条約の式典 (1520年) と「友愛献金」(1525年) との間には五年の歳月が存在し、両者に直接的な因果関係は存在しない。

テューダー朝 (1485年～1603年) では、1522年の強制融資、1523年の援助税、1525年の「友愛献金」と立て続けに徴税された1520年代前半期が伝説的な重税時代になり、この期間にトマス・ウルジーの悪評が決定的になる (Gunn & Lindley 259)。現実世界の「友愛献金」は直前の二年間に行われたフランス遠征 (1523～24年) の費用に対して求められたものであり、上記の引用でキャサリンが言及する「名目」は結果として歴史的事実と合っている。ところがシェイクスピアの『ヘンリー八世』ではこの戦争が存在しないことになっているので、ウルジーが要求する直接税はありもしない戦争を名目にした、徴収する必要もなければ根拠もない課税のように聞こえる。シェイクスピアは『ヘンリー六世・三部作』でも『ヘンリー八世』でも税負担に由来する同時代の観客たちの敏感な反応を呼び起こすように、課税のシステムや年代記の記述に脚色を加えていたのである。

2. シェイクスピア劇における納税者たちの声なき声

四百年前のイングランド王国における課税制度はある一点で今日の私たちのものとはまったく異なっていた。今日の所得税とか固定資産税、あるいは住民税のようなものはシェイクスピア時代には存在しなかったし、もちろん給料天引きという徴収手続きも存在しなかった。

日本国憲法第三十条で納税の義務が明文化されている私たちは所得に対する徴税を制度上受け入れざるを得ない。逆に税額とその用途は国民の代表 (議員) によって定められ、行政

彼 [ヘンリー四世] に対して彼ら [叛乱した北方貴族たち] は誓約に反して直接税やトン税を課したこと、王国の法律と慣習を破ったこと、マーチ伯を解放せず投獄したままにしておいたことなど、さまざまな罪過を非難した。

Diuerse other matters they laid to his charge, as leuieng of taxes and tallages, contrarie to his promise, infringing of lawes & customes of the realme, and suffering the earle of March to remaine in prison, without traouelling to haue him deliuered.

(Holinshed III. 25)

今日の私たちにとっては些細な違いとしか思えないかもしれないが、シェイクスピア歴史劇の観客たちには誓約違反という道義的理由ではなく、直接税の賦課という行為だけで糾弾の大義名分になることは注目すべきである。少なくともシェイクスピア歴史劇の世界では直接税の賦課が悪政として格好の糾弾対象になっていた。

『ヘンリー六世・第二部』の第一幕第三場において、枢機卿ボーフォートが摂政グロスター公の王国統治について槍玉に挙げるのが「庶民」と「聖職者」に対する課税である——「お前は庶民から税を搾り取ったではないか、お前の課税で聖職者の財布はすっからかんだ (The commons hast thou racked: the clergy's bags / Are lank and lean with thy extortions)」(1. 3. 118-19)。逆の例を挙げれば、『ヘンリー六世・第三部』の第四幕第八場においてヘンリー六世は自分に対する臣民の信頼に大きな自信を見せるが、その根拠の一つが「重い援助税」を課さなかったこととなる——「私は臣民から富を搾ろうとはしなかったし、重い援助税で苦しめることもなかった (I have not been desirous of their wealth / Nor much oppressed them with great subsidies)」(4. 8. 44-45)。

有事のさいイングランド臣民が払わなければならない直接税は十分の一税・十五分の一税だけではなかった。テューダー朝は対外戦争費用を捻出すべく、援助税 (subsidy) と呼ばれる画期的な方式を 1510 年代に生み出していた (Williams (1979) 60)。シェイクスピアの歴史劇でもこの新方式の税金が登場するけれども、「重い援助税」はヘンリー六世時代には存在しなかった直接税である。ヘンリー六世は「重い援助税で苦しめることもなかった」と語るが、シェイクスピア歴史劇における課税は多かれ少なかれ芝居小屋向けに翻案されており、この言及もアナクロニズムの一例である。

逆の視点から見ると、援助税は同時代の観客にとって良くも悪しくも実感しやすいものだったらしく、課税の翻案化に関しては援助税の負担の方が十分の一税・十五分の一税よりも現実味のある数値になっている。『ヘンリー六世・第二部』はシェイクスピア最初期の作品の一つであり、推定上の執筆時期は 1590 年である。この劇作品の第四幕にジャック・ケイドの叛乱という見せ場があり、そのなかで大蔵大臣セイ卿によって実施された一連の直接

税徴収が暴徒の一人によって具体的な数字を挙げられながら糾弾される。

ケイドの使者 陛下様、獲物だ、獲物だ。これがフランスの都市を売っばらったセイ卿だ。俺たちに十五分の一税を二十一本、最後の援助税では一ポンドにつき一シリングを払わせたのもこいつだ。

My lord, a prize, a prize! Here's the Lord Saye which sold the towns in France. He that made us pay one and twenty fifteens, and one shilling to the pound, the last subsidy.

(*The Second Part of Henry the Sixth* 4. 7. 14-16)

十分の一税・十五分の一税が一本あたり三万ポンドと総額の決まった地域割り当て税であるのに対し、援助税の方は個人資産の評価額によって課税される評価税 (assessed tax) であった (Braddick (1996) 93)。一連のシェイクスピア歴史劇が上演されていた1590年代は戦争状態なのか平和時なのかについてはグレーゾーンに相当する時期になり、結果としてスペインの脅威を名目とする直接税の賦課が恒常化していた (Williams (1979) 74-75)。1592/93年に議会を通過した課税法 (35 Eliz. c.13.) を例にとると、イングランド王国の臣民は1593年から96年までの四年間に分割払いで、「援助税三本と十分の一・十五分の一税六本」を徴収された。ちなみに援助税の税率は初年度が九パーセント、二年目と三年目は五パーセントである。一方、ケイドの「使者」が語る直接税の負担は十分の一・十五分の一税が驚くなかれ「二十一本」となり、この要求はイングランド史上いつの時代であろうと議会が同意しそうもない恐るべき重税となる。

一見すると「使者」が語る課税は笑いを取るための滑稽なフィクションに思えるが、「援助税」の数値の方は同時代の観客たちにとって不気味に生々しかったはずである。「最後の援助税 (the last subsidy)」という表現からすると援助税の方は明らかに複数回の徴収という設定になっており、税率は「一ポンドにつき一シリング」、すなわち『ヘンリー六世・第二部』上演の六年後の現実世界で実現する数値、総資産の五パーセントとぴたり一致する。援助税の方は現実的に十分に可能性のある数値だったのである。十分の一税・十五分の一税は地域割り当て方式であるため、シェイクスピア時代の観客でも税額がいくらになるかは想像しにくかったと思われる。ところが査定税である援助税は今日の固定資産税と同じく「資産額一ポンド当たりいくら」であるため、はるかに実感しやすかったはずである。シェイクスピアがジャック・ケイドの「使者」に語らせた直接税徴収はロンドンに在住する観客であればとくに援助税に対して敏感に反応した、あるいは反応すると想定されていたことを示唆している。

「友愛献金」が激しく非難される『ヘンリー八世』の第一幕第二場では援助税もノーフォー

ク公によって厳しく糾弾され、この登場人物によると新課税方式の犠牲者になったのが都市部の住人たち（毛織物産業の商人・職人・労働者）である。

ノーフォーク

これらの課税によって

織物業者たちは皆、これまで雇ってきた
 多くの者たちを解雇せざるをえなくなり、
 糸紡ぎ職人や梳き職人、漂し職人、織物職人たちは
 すべて路頭に迷って飢えにさいなまれています
 生きていく術がないために自暴自棄に陥り
 あとのことは一切考えることもなく皆で暴動を起こし、
 危険を主人にして暴れまわっております。

...upon these taxations,

The clothiers all, not able to maintain
 The many to them longing, have put off
 The spinsters, carders, fullers, weavers, who,
 Unfit for other life, compelled by hunger
 And lack of other means, in desperate manner
 Daring th'event to th'teeth, are all in uproar,
 And danger serves among them.

(*The Life of King Henry the Eighth* 1. 2. 33-40)

この引用箇所はホリンシェッド年代記の記述を基にしているが、材源で描かれている騒乱はサフォーク州の一部で起こった地域的なものにすぎない (Holinshed III. 709)。ところがシェイクスピアの『ヘンリー八世』になると、その地方の小競り合いが都市の大規模な暴動に脚色されてしまう。直接税の賦課が起これば都市部の住人が貧困化し (compelled by hunger)、貧困化すればやがて暴徒と化す (all in uproar)。その叛乱モデルとしてシェイクスピアによって選ばれたのが「織物業者」とその雇用者たちである。『ヘンリー六世・第二部』ではケイドの叛乱が劇化されているが、興味深いことにジャック・ケイドと叛乱者たちも『ヘンリー八世』の暴徒と同じ織物関連の職業人である。

DNB によればジャック (ジョン)・ケイドの「素性や生活に関する信頼できる情報は存在しない」(Vol. 9. 395)。ホール年代記でもホリンシェッド年代記でもケイドの素性は言及されず、「堂々とした体格で、頭のよい若者 (a certain yongman of goodely stature, and pregaunt wit)」(Hall 220) と大まかな情報だけが言及されているが、シェイクスピア劇になるとケイドは「織物業者 (clothier)」と具体的な職業を与えられるようになる—「織物

業者のジャック・ケイドが王国を仕立て直し、裏返しにして、新しい継接ぎを縫うつもりだ(I tell thee, Jack Cade the clothier means to dress the commonwealth, and turn it, and set a new nap upon it)」(4.2.4-5)。さらに彼に従う叛乱者たちも役者の「ジョージ・ビヴス」や「ジョン・ホランド」、「肉屋のディック」、「織物職人のスミス」など典型的な都市部の住人になる。シェイクスピア歴史劇で語られる都市部住人の鬱屈した不満は、同時代の観客たちが容易に共有できるように作られていたのである。

現実世界でも、暴動を誘発とすれば慣習から外れる課税がその発火点となるであろうことは議会において公然と語られていた。フランシス・バイコンは1592/93年度の議会においてロバート・セシル主導の「援助税三本(three subsidies)」要求に同意はしたものの、貴族院提案の六年間六回分納案には反対し、二年間二回分納案を主張した(Williams(1995)345)。その理由は過去の「あらゆる歴史」からするとイングランド臣民が六年間にわたり素直に「徴税に応じる(taxable)」とは思えず、さらに課税のやり方として好ましくない前例を作るからであった。

[六年間にわたって徴収を行うことの]危険性はこうです。援助税を払う際に不満を募らせ、ひいては大義において臣下の富よりは臣下そのものを愛すべき女王陛下の安全を脅かし、二重の危険性を招くからであります。長期にわたる徴税で不満を起こさせないように二倍額徴収の危険を冒すべきです。二回の支払いを一回にして二倍額援助税にしましょう。一ポンド当たり四シリング割当てにすれば二回の支払いで済みます。二つ目の理由は六年間にわたる徴収が認められれば、君主は今後同じことを求めてきます。私たちは自分自身や子孫たちに悪しき先例を与えることになります。歴史を調べれば、イングランド人が隷属的でも卑屈でもなければ、課税に素直に応じる訳ではないことが明らかになります。

The danger [of granting the payments under six years] are these. We shall first breed discontentment in paying these Subsidies, and in the Cause endanger her Majesty's safety, which must consist more in the love of the people than in the wealth; and therefore not to give them discontentment in paying these subsidies: thus we run into a double peril. In putting two payments into one, we make a double subsidy. For it maketh four shillings in the pound a double payment. The second is thus, that this being granted in this sort, Princes hereafter will look for the like; So we shall put an evil precedent upon our selves, and our Posterity. And in Histories it is to be observed, that of all Nations the English are not to be subject, base or Taxable. (Journals 493)

ベイコンの発言が意味するところは六年間の徴収は臣民に負担感や抵抗感を抱かせるから二年間の二回払いが望ましい、また六回払い案を認めるとこれが前例になって複数の援助税が常態化するということである。結果からすると三年間三回分納案が議会で可決され、税逃れが多発したけれどもどの徴収でも大きなトラブルは起こらなかった。ただし芝居小屋の劇世界では納税者の声なき声を代弁するかのようには民衆暴動が起こる。先に挙げたジャック・ケイドの「使者」が語る援助税には「最後の (the last)」という今日では分かりにくい修飾語が付随しているが、この表現はベイコンが示唆する通りジェイクスピア時代の観客たちが長期にわたる納税の最終回に対し特別な意識を持っていたことを示している。「最後の援助税」支払いへの抵抗感は「十分の一・十分の五税二本」への怒りとそれほど変わらなかったのである。

ちなみにウィリアム・シェイクスピアも納税者として「最後の援助税」には我慢がならなかったようである。1597年1月の時点でシェイクスピアはロンドンの他区域からビショップスゲイト地区へ転居しており、1593年の「援助税三本と十分の一・十五分の一税六本」のうち「援助税」の第三期納税、すなわち査定税である「最後の援助税」はこの地区でその年度内の納税を求められていた。ビショップスゲイト・聖ヘレン教会区の当該年度に関する援助税台帳が現存しており、その中にシェイクスピアの名前と「評価額五ポンドの総資産に対する五シリング」の課税額が記されている。サミュエル・シェーンボームが示唆するところでは、シェイクスピアがこの「五シリング」をきちんと納税したかどうかは確認できず、おそらく税逃れをしている。シェイクスピアは引き続き 1598年の新たな援助税三本に関してもこの教区で課税対象となっていたが、今回はすべて未納のまま他地域に転出した (Schoenbaum 161-64)。

十六、十七世紀の直接税徴収には脱税 (納税忌避) の問題があり、1589年の援助税要求のさいは徴収役人の選び方そのものが枢密院によって問題視されていた (Braddick (1994) 106)。徴収役人はしばしば意図的に脱税を見逃すか、あるいは期間内に徴収しそこなうためにシェイクスピアのように意識的な未納者を相当数存在させていたのである。

3. 圧政王リチャード二世

十六世紀・十七世紀イングランドの課税制度を研究するマイケル・ブラディックの指摘によれば、この時期の直接税徴収には負担の著しい偏りという致命的な問題が存在していた (Braddick (1996) 92)。十分の一・十五分の一税では、その名称どおり都市部と農村部によって税率がダブル・スタンダードだった上、割り当ての軽減もしくは免除を受ける地域があった。援助税にも課税の元となる資産評価に問題が存在しており、不動産保有者である富裕層は「最も劇的に過小評価 (the most dramatically under-assessed)」され、さらに資産評価

額が課税基準を下回るため課税を免除される貧困者の数が増えつつあった。援助税の「負担が次第に中間層に増していく (the burden fell increasingly on the middling sort)」一方、地域割当て税の十分の一・十五分の一税の方は低所得層をも課税対象とするため、援助税と比較して相対的に逆累進性が高いと見なされた (Braddick (1996) 112)。

財政負担に関して民衆の不公平感を掻き立てるのはいつの時代でも逆累進性の高い課税である。古くは 1662 年の暖炉税 (Hearth Tax) から近年ではサッチャー政権の 1992 年の地域住民税 (Community Charge) までイングランド社会には悪名高い直接税が数多く存在するが、その共通点は逆累進性が高くかつ低所得層も課税対象とすることである。この種の課税としては 1640 年と 1660 年の人頭税 (poll tax) がとくに知られているが、シェイクスピア時代の芝居小屋では強権性や歴史的影響度の点で際立って悪名高い重税が存在していた。リチャード二世時代の 1381 年に実施された第三回目の人頭税である。この課税は収入や資産を一切考慮せず、十五歳以上のイングランド臣民に対し一律に定額を課すことにより「ワット・タイラーの乱」もしくは「農民叛乱 (Peasants Revolt)」と呼ばれる大規模な民衆暴動を引き起こした。悪王といえバリチャード三世が連想されるけれども、シェイクスピア時代の芝居小屋において別格な暴君ヒーローは疑いなくリチャード二世だった。

第三回人頭税を最初に劇化したのは作者未詳劇の『ジャック・ストロウの生涯と最期』(1593 年出版) であり、農民叛乱が勃発する一連の経緯はホリンシェッド年代記の記述に基づいている。ホリンシェッド年代記は農民叛乱のきっかけについて「さまざまな人間がさまざまな説を語っている」と断ったうえで、以下の出来事だけを具体的に紹介していた。第三回人頭税は「十四歳もしくは十五歳に達した男性および女性」をもなく対象として徴収されたが、(当時は戸籍がなかったため) 課税の判定基準は「性器のあたりに生えている体毛」すなわち陰毛の有無であった (Holinshed II. 735)。ホリンシェッド年代記は続けて、ワット・タイラーの不在中に税徴収吏がその娘に目を付け、母親が「十四歳以下」という理由で納税を拒むと「道義が許さない検査を行った (search further than honestie would have permitted)」(II. 736) と記している。この顛末を知ったタイラーがすぐに帰宅して激しく抗議すると逆に税徴収吏に殴打され、頭に血が上ったタイラーは役人を撲殺する。この一連の経緯が『ジャック・ストロウの生涯と最期』のオープニングでほぼそのまま劇化されているが、叛乱指導者がワット・タイラーからジャック・ストロウへと変更されていることを含めていくつかの点で興味深い設定の変更が見られる⁽¹⁾。

税徴税吏　つまらんことでこんなに騒ぎ立てるのか、
こんな不平は初めてだ。
このかた七年以上も税金を集めてきたが、
タイル職人とその女房が怒りまくり、

- 娘は課税対象外だと言い張っているらしい。
- ストロウ お前が国王陛下の徴税役人か？
- 税徴税吏 そうだが、タイル職人、なぜ聞くのだ？
- ストロウ お前が国王陛下のご指示を守っていないからだ、
俺たちは国王陛下のご意向をすべて守っている。
お前は住人すべてから税を取っているのではないか、
俺の娘は十四歳になっておらず、義務はない。
- Collector Now such a murmuring to rise vpon so trifling a thing,
In all my life neuer saw I before:
And yet I haue beene Officer this seauen yeare and more,
The Tyler and his wife are in a great rage,
Affirming their Daughter to be vnder age.
- Strawe Are thou the Collector of the Kings taske?
- Collector I am Tyler why dost thou aske?
- Strawe Because thou goest beyond the Commission of the King,
We graunt to his Highnes pleasure in euery thing:
Thou hast thy task money for all that be heere,
My Daughter is not fourteene yeares old, therefore shee goes cleare.

(*The Lyfe and Death of Iacke Strawe* 1-17)

現実の第三回人頭税は十五歳以上のイングランド人に課せられたが（『イギリス史 I』 178-79）、『ジャック・ストロウ』の税徴取吏は年齢を問わず「住人すべて」から徴収しようとし、しかも父親から「十四歳未満だ」と抗議されると、父親の「目の前で娘の身体をまさぐり (search my daughter thus in my presence)」始める (*Iacke Strawe* 29)。スキャンダラスな徴収が舞台上で演じられる点でこの場面は特異であり、しかも扶養家族の多い貧困家庭にもその人数分だけ徴収できる点、この劇作品の課税は異様に逆累進性が高い。

従来『ジャック・ストロウの生涯と最期』は主にシェイクスピアの『ヘンリー六世・第二部』との関連から関心と呼んできたが (Hattaway 24)、ステイーヴン・ロングスタッフの指摘によればこの劇作品はロンドンの祝典劇 (a city pageant) であり、ロンドンの貢献と栄光を再確認するための演し物だった (Longstaffe 56-62)。たしかにこの劇の大団円はリチャード二世時代のロンドン市長ウィリアム・ウォルワースが行った偉業を描く場面であり、実在したこの名物市長はスミスフィールドの歴史的会見でワット・タイラーをリチャード二世の前で殺害し、農民叛乱終結に絶大の貢献を果たしていた。ただし市長ウィリアム・ウォルワースが登場するのは最後の一場面だけであり (全 1210 行中の 938 行目から 1027 行

目まで)、ロンドン賛歌をこの劇の中心テーマと見なすと説明できないことがいくつも出現する。この劇作品の大部分で扱われているのは王室の没義道な人頭税徴収と地方の住人たちのグロテスクな暴動だからである。

1590年代という状況を考慮すれば、この劇は課税に関してロンドン市が王室との間で結びたい互恵的な関係を改めて表現するとともに、台本出版を通じて許容しがたい一線を間接的に宣言するのが目的だったように思われる。『ジャック・ストロウの生涯』は大団円のウォルワースの顕彰を通じ、誰にでも分かるように王室への協力姿勢と良好な関係維持の期待を表明している。その一方でさらに明確なのが、人頭税徴収と民衆暴動という劇の大部分を占める情け容赦ない描写が行われる理由と背景である。暴動を起こすほどの重税は1590年代初めのロンドン市にとって絶対に受け入れがたかったはずである。

シェイクスピアの「歴史劇」十作のうち九作が上演された1590年代は財政的に特殊な対応が必要だった時期になる。ネーデルラントやアイルランドなど紛争地域への軍隊派遣が相次ぎ、膨れ上がった軍事費を賄うために直接税要求がこの十年間常態化したからである(Williams (1979) 75)。議会の同意が必要となる直接税以外にさまざまな抜け道的な課税が実施されたのがこの十年間であり、その中にはロンドンなど富裕な都市部のギルドが警戒したある古典的な徴収法が含まれていた。エリザベス一世は1588-91年、1597年、1600年に「強制公債 (forced loan)」として知られる強制的な借入金を連発したが(Braddick (1996) 85)、この課税法が考案、実施されたのがエドワード二世とリチャード二世の治世である(Arnold-Baker 128, 'benevolence')。前例者の一人であるリチャード二世は1397年夏からこの強制公債の徴収を開始し、当然のごとく債務の返済は行なわれなかった。同時代の歴史編纂家トマス・ウォルシンガムの目には、まさしく踏み倒すことが前提のこの強制的な借り入れこそがまさしくリチャード二世の圧政の始まりに映っていた—「その時からリチャード二世はイングランド臣民に圧政を敷き始め、莫大な公債で苦しめるようになった (from that time onwards he began to tyrannize and burden his people with great loans)」(Given-Wilson 71; Walsingham II. 223)。さらにその二年後、強制公債はリチャードの廃位を宣告した1399年の議会において公に非難されることになる。その場面はシェイクスピアの『リチャード二世』にも登場するが、王位交代の際に二十九項の弾劾文が作成され、その第十二項に挙げられたのがこの強制公債の徴収である—「彼は莫大な金額を借り受け、王璽が押された証書で債務返済を保証したが、一ペニーたりとも返済しなかった (he borrowed great summes of monie, and bound him vnder his letters patents, for the repayment of the same, and yet not one penie paid)」(Holinshed II. 260)。

強制公債よりもさらに悪評高いのが「強制寄進 (benevolence)」だった。実際には返済されることがほとんどなかったとはいえ、強制公債が名目上返済を前提として徴収されるのに対し、強制寄進の方は文字通り「善意」を謳うことで返済の意思すら示さない強権的な徴収

だった。この制度が考案されたのはエドワード四世時代の 1473 年であり、同年の初めにすでに援助税が徴収されていたために捻り出された苦肉の策であった。ターゲットに選ばれたのが「王国内のおびただしい数の最も富裕な人々」(Holinshed III. 330)であり、当然のことながら要求される側には極めて不評な強制課金だった。強制寄進はリチャード三世時代の議会で違法とされ、「イングランド王国の臣民は将来にわたって強制寄進、あるいはそのような賦課金を課せられることはない」と宣言された (*Statutes of the Realm* 1 Ric. III. c.2)。ところが、その「将来にわたって課せられることがない」はずの強制寄進が久方ぶりに復活しかけるのがエリザベス一世時代の 1594 年である。直接税徴収が行われていたさなかであったためこの年の再導入は見送られたが、五年後の 1599 年にはついに実施の運びとなった (Braddick (1996) 85)。

年代記そのものが必ずしも史実に忠実であった訳ではなく、芝居小屋で上演される台本ではなおさらである。1473 年に新たに作られた強制寄進が 1381 年の農民叛乱を劇化した『ジャック・ストロウの生涯と最期』に登場し (*Jack Strawe* 1.190)、この劇作品ではリチャード二世の王国統治が人頭税に加えて強制寄進でも苦しめられる課税地獄へと作り変えられる。さらに 1590 年代の歴史劇には、シェイクスピア時代の観客でさえその悪質度に絶句したであろう恐るべき税金が登場していた。

強制寄進は「善意」を強制される点納税者側には最も抵抗感の多い課税であったが、それでも 1594 年の実施断念が示すように議会の内外で交渉の余地がある。また「善意」の希望額が提示される点でもまだ救いがある制度である。かりに私たちにとって悪夢のような課税があるとするれば、それは徴収額が空欄の証書に無理やり署名させられ、数字はあとで税務署によって自由に書き入れられるものである。この種のもは今日ではギャング映画の世界以外ではありえそうもなく、もちろんイングランドの現実世界でも起こることはなかった。ところが、税額の白紙委任という究極のブラックユーモアを 1590 年代の劇作家に閃かせてしまうことになる記述がホリンシェッド年代記 (1577 年) とストウ年代記 (1580 年) に残されている。ホリンシェッド年代記はリチャード二世の圧政時代として知られる 1397 年から 99 年までの暴挙を指弾する中で、「白紙委任状 (blank charters)」について以下のような説明を行なっている。

国王〔リチャード二世〕の意向を酌んで、白紙委任状が考案されロンドン市に持ち込まれた。富裕な市民の多くが不承不承署名したが、後に分かるように巨大な負担を負うことになった。同じ委任状は王国内の州すべてにも送付され、臣民の間で不満と怒りが渦巻くことになった。というのも、ひとたびこの委任状に署名押印すると、国王の役人がその証書にお金の支払い命令など好き勝手なことを書き込んだからである。

But yet to content the kings mind manie blanke charters were devised, and brought

into the citie, which manie of the substantial and wealthie citizens were faine to seale, to their great charge, as in the end appeared. And the like charters were sent abroad into all shires within the realme, whereby great grudge murmuring arose among the people; for when they were so sealed, the kings officers wrote in the same what liked them, as well for charging the parties with payment of monie, as otherwise...

(Holinshed II. 848-49)

リチャード二世は寵臣五人を「訴追派貴族 (Lords Appellants)」によって 1388 年に肅清されたため、グロスター公トーマス (ウッドストックのトーマス) を中心とするこの一派に激しい怨恨を抱くことになる。満を持して 1397 年春から報復を開始し、電光石火で「訴追派貴族」を処刑もしくは暗殺した。さらに王国内の地方官僚から「訴追派」を一掃すべく更迭するか、あるいは財産処分権を含めて絶対服従を誓わせる「白紙委任状 (*carte blanche*)」に署名押印させた。上記の「白紙委任状 (blank charters)」はまっさらな空欄の証書ではなく、もともと課税とは全く無縁の絶対服従宣誓書の英語訳である (Saul 388; Barron 10-14)。ところがホリンシェッド年代記では「お金の支払い命令」などが自由に書き込める新制度であったかのような説明がされている。

ストウ年代記になると、「白紙委任状」への嫌悪感はよりいっそう露骨になる。王国の臣民すべてに対し生殺与奪権と財産処分権の譲渡まで意味する「白紙委任」が強制されたことになり、一部の人間が実際に徴収されたとする具体的な金額まで言及されるようになる。

さらにリチャード王は好きな時に臣民個人もしくは全体を抑圧できるように、王国の臣民すべてに白紙委任状へ署名するように強制した。その結果、ある平民は 1000 マルク、別の平民は 1000 ポンド支払わされた。

Moreover, he [Richard II] compelled all the religious gentlemen and commons, to set their seales to blankes, to the end he might as he pleased him oppresse them severally, or all at once: some of the commons payd 1000, marks, some 1000. pounds, &c.

(Stow 319)

ホリンシェッド年代もストウ年代記も「白紙委任状」に対して辛辣な描写を行っているけれども、この強制的な署名を全国一律の課税として説明してはいない。両者とも白紙委任状なるものに署名してしまったために一部の人間が (不運にも) 大きな金銭的負担を課せられたと言及しているだけであり、事実、今日のイングランド財政史においてこの用語に相当する制度は認知されていない。ところが芝居小屋の舞台上は想像力の世界であり、金額が後で自由に書き込める白紙の証書が登場することになる。

作者未詳の劇作品『ウッドストックのトマス、あるいはリチャード二世・第一部』は 1594 年頃に執筆・上演されたと推定され (Corbin 7-8)、現存する手稿本テキストは表題頁と最後の場面が欠落しているためにタイトルも推定上のものになる。劇世界の設定はリチャードの治世末期にあたる 1397 年から 99 年までの三年間であるが、この作品のリチャード二世は奇抜なファッションと贅沢三昧の祝宴で湯水のように浪費し続け、ついに王室財政が破綻しかける。そこに登場するのが「白紙委任状」という打ち出の小鍬であり、臣民からいくらかでも現金を搾り取る恐るべき証書が司法長官トレジリアンによって提案される。

リチャード王	トレジリアン、こう申したな、白紙委任状で 予の国庫をいっぱいにしてさしあげる、 予の金欠をあざ笑い、小金をしまい込んでいる 有象無象どもの金櫃を開けてあげましょう、と。 算段具合によっては褒めて遣わそう。
トレジリアン	陛下、これをご覧ください、無垢な羊の皮、羊皮紙です。 証書には種も仕掛けもございません。
その場の全員	まっさらだ、何も書かれていない！
トレジリアン	そこが味噌でございます。 この白紙の証書を国内すべての州、 すべての長官にすぐに送り付けて、 陛下のご命令で、長官の許へすぐさま 呼びつけるのです、地主から自作農、小作人、牧夫まで 税が払える者をもれなくすべて。 それから陛下の御名の下に、こやつらは この白紙に署名し封印を押すよう命じられるのです。 それが終われば白紙委任状は宮廷へ回収され、 ほどなく現金を積んだ荷車が到着する次第です。
スクループ	さすがだ、トレジリアン！
ブッシー	みごと、司法長官殿！
King Richard	Thou toldst me, kind Tresilian, thou'dst devised Blank charters, to fill up our treasury, Opening the chest of hoarding cormorants That laugh to see their kingly sovereign lack, Let's know the means we may applaud thy wit.
Tresilian	See here, my lord, only with parchment, innocent

sheepskins. Yet see here's no fraud, no clause, no deceit
in the writing.
Al Why, there's nothing writ!
Tresilian There's the trick on't
These blank charters shall be forthwith sent
To every shrieve through all the shires of England
With charge to call before them presently
All landed men, freeholders, farmers, graziers,
Or any else that have ability.
Then in your highness's name they shall be charged
To set their names and forthwith seal these blanks,
That done, these shall return to court again,
But cartloads of money soon shall follow them.
Scroop Excellent Tresilian!
Bushy Noble Lord Chief Justice!
(Thomas of Woodstock 3.1.6-24)

『ウッドストックのトマス』に登場する「白紙委任状」は文字通りまっさらな羊皮紙であり、「支払い能力がある」イングランド臣民すべてがこの羊皮紙に署名・押印しなければならない。トレジリアンは秘密警察組織を持っていて、誰がどれだけの収入を得ているかを密かに調査させており、署名・押印された羊皮紙は収入の三分の一の金額が書き込まれる借用証書に変身する (4.1.21-32)。この司法長官は自分の「取り分が四、陛下には三」(4.1.8)として半分以上を横領するが、さらに「陛下の三」の方もリチャードの放蕩三昧に消えていく。この劇では「白紙委任状」に関してさまざまな情報を与えられるが、「まっさらな羊皮紙」という視覚的情報も、「収入の三分の一」とか「七分の四の取り分」など具体的でリアルな数値もすべて未詳の劇作家による創作である。「白地委任状」を考案したとされている司法長官トレジリアンその人も 1388 年に「訴追派貴族」によって処刑されており、劇世界の設定時期である 1397 年にこの世で存在しなかった。

『ウッドストックのトマス』の劇作家は年代記の記述を自由に組み合わせ、書き換えていた。レヴェルズ版の編者たちによれば、この劇における奔放な年代記の書き換えから逆説的に見えてくるのが「『王権』の責務、法に基づく行政、側近の適切な役割、傲慢と欲望の破壊的な魅力」という中心テーマである (Corbin 9)。この解釈を 1590 年のコンテキストに変換すれば、『ウッドストックのトマス』の書き換えられた世界とは観客が「『王権』の責務」や「法に基づく行政」に関する恣意的で圧政的な王国統治を擬似体験する歴史劇風の仮想世

界である。

「白紙委任状」は中世期にもシェイクスピア時代にも実在しない課税である。ところがその架空の税金がシェイクスピアの『リチャード二世』にも二度登場し、しかもその言及のされ方は「白紙委任状」について観客にそれなりの知識があったことを示唆している。

リチャード 余自らこの遠征に向かうつもりだが、
 寵臣の数と褒美のばら撒きの度が過ぎて
 余の金櫃もぐっと軽くなってしまった。
 こうなれば王領地の地代徴収権を貸し出して、
 その貸借料で当座の遠征費用は
 賄わせろ。それでも不足するようなら、
 国内の代理人に白紙委任状をもたせよ、
 金を貯めこんでいる人間が分かり次第、
 そやつに署名をさせ、多額の金を払わせるがよい、
 それから軍資金を余の許に送るのだ。

King Richard We will ourself in person to this war,
 And, for our coffers with too great a court
 And liberal largess are grown somewhat light.
 We are enforced to farm our royal realm,
 The revenue whereof shall furnish us
 For our affairs in hand. If that come short,
 Our substitutes at home shall have blank charters,
 Whereto, when they shall know what men are rich,
 They shall subscribe them for large sums of gold
 And send them after to supply our wants.

(*The Life and Death of King Richard the Second* 1.4. 41-50)

シェイクスピアの『リチャード二世』において「白紙委任状」について説明されるのはそれが「白紙の証書 (blank charters)」であること、さらに狙われた富裕者がそれに自分の名前を「署名する (subscribe)」結果、「多額の金」が徴収されリチャードの「金櫃 (coffers)」に収められることだけである。言い換えれば、この情報だけで当時の観客が「白紙委任状」なるものをおおよそ理解できたとすれば、『ウッドストックのトマス』に登場する「白紙委任状」がとくに知られ、観客はある程度の予備知識を持っていたからだと考えられる。一方シェイクスピアの「白紙委任状」には『ウッドストックのトマス』と異なる点もあり、上記

の引用によればリチャードの「代理人」は好きな時にターゲットを選んで、好きな額を証書に書き込めるらしい。司法長官トレジリアンの「白紙委任状」では「収入の三分の一」など曲がりなりにも全国一律の徴収ルールが作られていたのに対し、シェイクスピアのリチャード二世が実施するのは究極の専制君主的な徴税、好きな時に好きなだけ好きな対象から搾り取ることができるものである。

シェイクスピアのリチャード二世は作者未詳劇のリチャードと比べてはるかに勤勉であり、国内外の諸問題に積極的に対応し、アイルランド遠征にも自ら赴く。ただし不足する戦費を調達する上記のやり方はリチャード二世時代でもエリザベス一世時代でも違法であり、有事の際の特別な支出については議会の同意を経て直接税で充当するのが原則であった。強制公債や強制寄進は国王大権と議会同意権のはざまでお互いぎりぎり妥協できる灰色の制度であり、後者の強制寄進がリチャード三世時代に議会制定法で禁止された事実はこの制度が納税者側に許容できる不満の臨界点であったことを示している。「白紙委任状」が『リチャード二世』においても一度言及される場面にはアナクロニズムの強制寄進も登場するが、ロス「過酷な税金 (grievous taxes)」という表現は許容の限度を越えた課税を示す表現である。

ロス	過酷な税金を課すものだから、庶民の心は 王から離れてしまった。貴族だって同じだ、 大昔の喧嘩を理由に罰金を科すのだから。
ウィロビー	毎日のように白紙委任状やら、強制寄進やら 新しい税金が考え出され、もう訳が分からん。
Ross	The Commons hath he piled with grievous taxes, And quite lost their hearts. The nobles hath he fined For ancient quarrels, and quite lost their hearts.
Willoughby	And daily new exactions are devised, As blanks, benevolences, and I wot not what.

(*The Life and Death of King Richard the Second* 2. 1. 248-52)

ティリヤードが指摘する「テューダー神話」という物語的枠組みは、ホール年代記およびシェイクスピア歴史劇における権力闘争に敗れた極悪国王の神話を論理的に説明することができる。ただし歴史劇の観客たちとは基本的に王国制度の上で税負担以外に王国統治との接点を持たない者であり、権力闘争は今日の大河ドラマのような別世界の出来事であったかもしれない。こと課税になると歴史劇の世界は不条理な制度には情け容赦なく対応し、史実や年代記の記述にはお構いなく暗黒な「過酷な課税」時代を作り上げていた。強制公債や強制

寄進が乱発される 1590 年代は人頭税や「白紙委任状」が濫発される『リチャード二世』の劇世界とよく似ているのである。エッセックス叛乱の直後の 1601 年 8 月 4 日にエリザベスが語ったとされる「私はリチャード二世よ (I am Richard II)」が事実だとすれば (Ure lix-x)、エリザベス本人も強引な課税と圧政を少なからず意識していたことになる。

4. 結び

シェイクスピア歴史劇の課税表象はこと 1590 年代に関する限り、シェイクスピア時代の芝居小屋にどのような形態のものであれ課税を快く受け入れる風土がかけらもなかったことを示している。議会の同意を得た直接税でさえ不適切と見なされかねず、強制公債や強制寄進などの非議会税に至っては露骨な史実の書き換えが施されていた。その背景として今日想像されるものはイングランド臣民の強い税負担感であり、徴発権や強制寄進などあの手この手で収入増加を図った同時期の強引な王国統治である⁽²⁾。ところが実態は 180 度とは言わないまでも、90 度程度に異なっていた。

王国統治が王室の私財で行われる原則の下、税徴収が恒久的な制度になっていなかったためにイングランド王国の税負担は理屈の上で高くはなりにくい。むしろ 1600 年頃のヨーロッパ社会においてイングランド王国の税負担率はフランスやスペインと比べてかなり低かったのが真相である (Williams (1995) 382)。にもかかわらず直接税に対する嫌悪や怨嗟、不満が芝居小屋の中で渦巻いていたことはきわめて興味深い。同時期の王国統治制度では王室直轄領の地代収入や関税など通常歳入が右肩上がりに増えることはほぼありえず、例外はヘンリー八世が修道院の不動産保有権を剥奪し、市場に売却した直後だけである (『イギリス史 II』42-44)。一方、歳出の方は海外遠征と王国防衛など軍事費、さらには社会変化で新たに生まれる貧困層への対策費など年毎に膨張していった。「特別の」歳入を議会が恒久的に認めない限り、王国統治の母体である王室財政が破綻するのは明らかだったのである (酒井 251-53)。

恒久的な租税システム、すなわち直接税が毎年自動的に徴収される制度はエリザベス一世時代の 1593 年に、援助税三本をめぐって激しい議論が交わされる中でヘンリー・ナイヴェットという議員によって提案された (*Journals* 491)。17 世紀イギリス財政史を専門にするジョン・クラムジーの表現によればこれは「まさしく革命的な案 (a revolutionary idea)」 (Cramsie 89) であり、この新制度が導入されれば恒常的な巨額の歳入不足は一気に解決されることになる。この恒久課税案が再び議会で議論されるのが十六年後の 1609 年であり、時の大蔵大臣ロバート・セシルが「大契約 (The Great Contract)」の提案を行った時である。これは国王側が後見権と徴発権の封建的賦課を放棄する代わりに、議会側は継続的な直接税徴収の権利を国王大権として認めるという王国統治制度の抜本的な改革案である。交渉過程

で国王側は歳出への議会の介入・監査権を受け入れず、議会側は課税同意権の放棄に応じず、国王側も議会側も自らの権利を毀損する妥協は一切拒み、「革命的な案」も翌年の1610年度議会であえなく消滅した。マグナカルタの調印以来、国王大権と議会同意権（立法権）は強制公債や強制寄進などグレーゾーンの制度を設けることにより微妙なバランスを保って両立しえたが、いよいよ二つの権力の妥協できない王国統治の暴発点が明らかになったのである。

1590年代の歴史劇は税負担に対する民衆の声なき声と課税が誘発する武力闘争の筋書きを刻み込んでいる。選挙権のない民衆は税の賦課を極度に嫌がり、可能な限り税逃れを試みる。選挙権を持つ都市部と農村部のエリートたちも強引な課税を多少は許容することがあっても、同意権だけは絶対に手放そうとはしない。議会側が恣意的な非議会税徴収の拒否権を議会で確認しようと試みれば、国王側は議会を招集せず船舶税など非議会税で切り抜けようとし、袋小路に入った時に国王大権と議会同意権の後戻りできない衝突が起こることになる（Briggs 154）。1642年にまさしく武力衝突が始まった。国王大権が廃止され、共和制へ移行する清教徒革命の始まりである。

[本研究はJSPS科研究費・基盤研究C「シェイクスピア劇の小唄—テキストに埋め込まれた聴覚的連想イメージコード」（研究代表者・中野春夫／課題番号17K02514／研究期間H29-H32）及びJSPS科研究費・基盤研究C「16世紀イングランド文学における浮浪者の表象研究」（研究代表者・中野春夫／課題番号26370290／研究期間H26-H28）の助成を受けた成果である。また本論文の第一節は日本シェイクスピア協会第46回大会（2007年10月6日／7日、早稲田大学）におけるゼミナー第1部門「歴史劇の面白さ」の口頭発表に基づいている]

註

- (1) この人物は実在したのか明らかでなく、ワット・タイラーの変名であった可能性も指摘されている。演劇など娯楽文化におけるジャック・ストロウの表象はロングスタッフにより編集版テキストの序文において、「総称的な有象無象」、「主催的な登場人物」、「1381年の『歴史化された』ジャック」という三種類の混合体として詳しく解説されている—Stephen Longstaffe, *A Critical Edition of The Life and Death of Jack Strawe*, 101-106.
- (2) シェイクスピア劇には登場しないが、徴発権（purveyance）も臣民に大きな負担となっていた—酒井『混合王政と租税国家』、94-176。

シェイクスピア劇の引用はすべてRSC版に拠っている—Jonathan Bate & Eric Rasmussen, eds. *William Shakespeare Complete Works*. Basingstoke: Macmillan, 2007.

引用文献

- Alsop, J. D. "The Theory and Practice of Tudor Taxation," *English Historical Review* Vol.97 (1982), pp.1-30.
- "Innovation in Tudor Taxation," *English Historical Review* Vol.99 (1984), pp.83-93.
- Arnold-Baker, Charles. *The Companion to British History*. Tunbridge Wells: Longcross Press, 1996.

- Barron, C. M. 'The Tyranny of Richard II'. *The Bulletin of the Institute of Historical Research*. Vol.41, Issue 103, pp.1-18.
- Braddick, Michael J. *The Nerves of State: Taxations and the Financing of the English State, 1558-1714*. Manchester: Manchester University Press, 1996.
- *Parliamentary Taxation in Seventeenth-Century England: Local Administration and Response*. Woodbridge: The Boydell Press, 1994.
- Briggs, Asa. *A Social History of England: New Edition, From the Ice Age to the Channel Tunnel*. London: Weidenfeld and Nicolson, 1994.
- Caster, Helen. *Blood and Roses: One Family's Struggle and Triumph during the Tumultuous Wars of the Roses*. 2004. New York: Harper Perennial, 2007.
- Cogswell, Thomas. *Home Divisions: Aristocracy, the State and Provincial Conflict*. Manchester: Manchester University Press, 1998.
- Corbin, Peter & Douglas Sedge, eds. *Thomas of Woodstock, or Richard the Second, Part One, Anon*. Manchester: Manchester University Press, 2002.
- Cramsie, John. *Kingship and Crown Finance under James VI and I, 1603-25*. Woodbridge: The Boydell Press, 2002.
- Elton, G. R. *The Tudor Constitution: Documents and Commentary, Second Edition*. Cambridge: Cambridge University Press, 1982.
- Given-Wilson, Chris, Trans & Ed. *Chronicles of the Revolution 1397-1400: The Reign of Richard II*. Manchester: Manchester University Press, 1993.
- Gunn, S, J, & P. G. Lindley. *Cardinal Wolsey: Church, State, and Art*. Cambridge: Cambridge University Press, 1991.
- Hall, Edward. *Hall's Chronicle*. 1809. New York: AMS Press, 1965.
- Harriss, G. L. "Theory and Practice in Royal Taxation: Some Observations," *Historical Review* Vol.98 (1982), pp.811-19.
- Hattaway, Michael ed. William Shakespeare, *The Second part of King Henry VI*. 'Introduction'. Cambridge: Cambridge University Press, 1991.
- Holinshed, Raphael. *Holinshed's Chronicles of England, Scotland, and Ireland*. 6 vols. 1808. New York: AMS press, 1965.
- Jones, Whitney R. D. *The Tree of Commonwealth. 1450-1793*. London: Associated University Press, 2000.
- Journals of All the Parliaments during the Reign of Queen Elizabeth, The*. Simonds D'Ewes, ed. 1682. Shannon: Irish University Press, 1973.
- Longstaffe, Stephen. *A Critical Edition of The Life and Death of Jack Strawe*. Mellen Critical Editions and Translations, Vol. 9. New York: The Edwin Mellen Press, 2002.
- Lyfe and Death of Iacke Strawe, The*. The Marone Society Reprints, Oxford: Oxford University Press, 1957.
- Mchardy, Alison K. *The Reign of Richard II; From Minority to Tyranny*. Manchester: Manchester University Press, 2012.
- McMullan, Gordon, ed. William Shakespeare. *King Henry VIII*. The Arden Shakespeare, The 3rd series. London: Thomson Learning, 2000.

- Matusiak, John. *Wolsey: The Life of King Henry VIII's Cardinal*. Stroud: The History Press, 2016.
- Saul, Nigel. *Richard II*. New Haven: Yale University Press, 1999.
- Schoenbaum, Samuel. *William Shakespeare: A Documentary Life*. Oxford: The Clarendon Press, 1975.
- Schofield, Roger. *Taxation under the Early Tudors 1485-1547*. Oxford: Blackwell Publishing, 2004.
- Statutes of the Realm, The*, 12 vols. 1819. Buffalo: William S Hein, 1993.
- Stow, John. *Annales, or, a Generall Chronicle of England*. Edmund Howes, ed. London: Richard Meighen, 1631.
- Thomas of Woodstock, or Richard the Second, Part One*. Ed. Peter Corbin and Douglas Sedge. Manchester: Manchester University Press, 2002.
- Ure, Peter, ed. William Shakespeare, *King Richard II*. The Arden Shakespeare 2nd series. London: Methuen, 1956.
- Walsingham, Thomas. *Quondam Monachi S. Albani, Historia Anglicana*. 2 vols. 1864. London: Kraus Reprint, 1965.
- Williams, Penry. *The Tudor Regime*. Oxford: Clarendon Press, 1979.
- . *The Later Tudors: England 1547-1603*. Oxford: Clarendon Press, 1995.
- 『イギリス史』全三巻、青山吉信、今井宏、村岡健次、木畑洋一編、山川出版、1991年
- 酒井重喜、『混合王制と租税国家—近代イギリス財政史研究』、弘文社、1997年『イギリス史1』、青山吉信編、山川出版、1991年

ENGLISH SUMMARY

Shakespeare's History Plays and the Polemics of Taxation in the 1590s

NAKANO Haruo

Scholars of Early Modern English dramas will encounter references to taxation at many points in Shakespeare's history plays, such as "tenth and fifteenth", "subsidy", "benevolence" and "forced loan", but there has been no proper introduction to the meanings of the terms or their historical contexts in Shakespearean criticism. This paper has three aims: firstly to clarify from both historical and historiographical contexts the fiscal terms referred to in Shakespeare's history plays: secondly to point out that theatrical representations of taxation in the playhouses of London in the 1590s were in many cases unique, even anachronistic and significantly fictional: and finally to suggest that the representations reflected a constitutional defect of that system from the complaints of contemporary taxpayers against "non-parliamentary taxation", a heated polemic led to a violent clash, the Civil War.

Key Words: Shakespeare's History Plays, Taxation in the 1590s, Non-parliamentary taxations, Richard II, Blank charter